妊よう性温存治療費助成の申請について

妊よう性温存治療(温存後生殖補助医療を含む)費助成を申請する場合、国制度 (県知事あて申請)と、県独自制度(市町長あて申請)と、どちらの申請に当ては まるか、①~③により確認をお願いします。

① あなたが妊よう性温存治療を受けている医療機関は、どこですか。

静岡市	静岡赤十字病院、静岡レディースクリニック
沼津市	岩端医院
三島市	三島レディースクリニック
富士市	富士市立中央病院、長谷川産婦人科医院
焼津市	焼津市立総合病院
御殿場市	共立産婦人科医院

3.市町長あて申請 (県独自制度)

静岡市	俵 IVF クリニック
浜松市	浜松医科大学医学部附属病院、聖隷浜松病院、 アクトタワークリニック
沼津市	いながきレディースクリニック

1

②研究のため、妊よう性温存に係る臨床情報の提供に同意しますか。

- ・提供の臨床情報は、日本がん・生殖医療学会のデータベースに登録され、有効性・安全性など妊よう性温存を促進するための研究に活用されます。
- 個人情報の取扱いについては、国の要綱により、その保護に十分配 慮されます。
- ・患者アプリ(アプリ名:3H P-Guardian)の登録が必要です。

同意 → 3.市町長あて申請 しない (県独自制度)

↓ 同意する

- ③ 妊よう性温存治療は、何ですか。
 - 卵子凍結(20万円以下)
 - 胚凍結(35万円以下)
 - 上記以外
 - 〔・卵巣組織凍結(組織再移植を含む)〕
 - 精子凍結 精巣内精子採取凍結
 - 温存後生殖補助医療

- 卵子凍結(20万円超)
- 胚凍結(35万円超)

2.県知事あて申請 (国制度) 2.県知事あて申請 (国制度)

3.市町長あて申請 (県独自制度)

(2023.1.27版)